北秋田市訓令第12号

北秋田市280MHzデジタル同報無線システム管理運用規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和８年11月１日

北秋田市長　　津　谷　永　光

北秋田市280MHzデジタル同報無線システム管理運用規程の一部を改正する訓令

北秋田市280MHzデジタル同報無線システム管理運用規程（平成30年北秋田市訓令第２号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「

総務部長	総務課長	係長

」を

「

総務課長	係長

」に改める。

附　則

この訓令は、令和８年11月１日から施行する。

様式第１号

年　　月　　日

防災ラジオ放送依頼書

決　裁　欄						
総務部総務課				依　頼　課　名 （　　）		
総務課長	係長	係員	担当	課長	係長	担当

件　　名	
放送希望日	年　　月　　日（　　）
放送希望時刻	（　６時　　２０時　）※どちらかを〇で囲む。
放　送　区　域	全域　グループ名（　　）

放送内容

※一般広報放送の目安　放送回数：３回程度　文字数：150文字以内

処理欄（※記入しないでください。）

受付年月日	
処理年月日	
処理・確認者	
備　　考	